**群馬県放牧場受託要領**

第１　この要領は、群馬県放牧場条例施行規則第６条の規定に基づき、浅間家畜育成牧場長（以下「牧場長」という。）が放牧場の管理に関し必要な事項について定める。

第２　受託区分及び受託頭数等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受託区分 | 品種 | 入牧区分 | 受託頭数 | 繁殖の方法 |
| 年間牛 | 乳用牛 | 毎月入牧 | 各月おおむね40頭  （他教育枠※9頭） | 人工授精、受精卵移植 |

　※教育枠とは、県立高等学校及び県立農林大学校とし、頭数は年間合計の頭数とする。

第３　入退牧の期日及び範囲(全家保一括)

１ 入牧

原則として各月第３水曜日に実施とする。ただし３月は第２水曜日に実施とする。

２　退牧

受胎確認できた牛で、分娩予定日の概ね３カ月前とし、退牧日は上記入牧日と同じ  
日程とする。

第４　人工授精及び受精卵移植の実施

人工授精及び受精卵移植については、１３カ月齢以上の牛を対象に、委託農家の希望により実施するものとする。

ただし、１３カ月齢未満の牛であっても、繁殖が可能な場合は、委託農家と協議の上、実施を決めるものとする。

１ 人工授精

（１）使用する精液は牧場長が選定し、家畜人工授精所から譲り受けた精液とする。

（２）乳用牛にあっては、原則としてホルスタイン種の精液を使用する。

ただし、委託農家の希望により牧場長が必要と認める場合は、黒毛和種精液を使用することができる。

２　受精卵移植

（１）受精卵は、原則として委託農家が家畜人工授精所から譲り受けた受精卵とする。

　　　畜産試験場で採取または（一社）家畜改良事業団で作出された受精卵を希望する場合は、事前に牧場長に申し込むものとする。

（２）移植回数は、原則として１頭２回以内とする。

（３）委託牛の状態が受精卵移植に適さない場合又は受精卵移植で受胎しない場合には、人工授精を行う。

第５　提出する書類及び期日

委託者は、下記の書類を管轄の各農業事務所家畜保健衛生課を経由の上、牧場長に提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　書　類 | 提　出　期　日 |
| 牛放牧委託申請書 | 入牧日まで |
| 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する申請書 | 入牧日まで |
| 牧場使用料減免申請書  畜産関係手数料減免申請書 | 〃（教育枠の委託牛） |

第６　牧場使用料及び畜産関係手数料（人工授精・受精卵移植）等の納入

四半期毎に発行する納入通知書により納付する。